

# 一般社団法人日本ボーイスカウト熊本県連盟定款

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人日本ボーイスカウト熊本県連盟（以下「県連盟」という。）と称し、英文では Kumamoto Council, Scout Association of Japan と表示する。

(事務所)

第 2 条 県連盟は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。

(公告の方法)

(目的)

第 3 条 県連盟は公益財団法人ボーイスカウト日本連盟（以下「日本連盟」という。）の定款に基づき教育規程に則り、熊本県内におけるボーイスカウト運動を推進し、その運動を通して青少年の優れた人格の形成に関する事業を行い、かつ、同様の目的を有する他の団体と友好的関係を図り、青少年の健全な育成並びに国際友愛の促進に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 県連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ボーイスカウト運動の教育プログラムの企画及び運営
- (2) ボーイスカウト運動の普及・啓発及び広報
- (3) ボーイスカウト教育の特長を生かした自然体験活動等の推進、地球環境の保全・保護及びその啓蒙
- (4) 指導者の養成
- (5) その他県連盟の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、熊本県において行うものとする。

(事業年度)

第 5 条 県連盟の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(公告の方法)

第 6 条 県連盟の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第 2 章 組織及び社員

(組織)

第 7 条 この法人は第 3 条における日本連盟に加盟登録し、熊本県内に所在する団をもって組織する

(社員)

第 8 条 加盟団に所属し、教育規程に基づき日本連盟に登録した団委員長および隊長を社員とする

(会員)

第 9 条 県連盟は、次の各号に規定した者をもって構成する。

- (1) 団会員 日本連盟が定める教育規程に基づき加盟登録を受けた熊本県内に所在する団
- (2) 代表会員 前号の団に所属し、日本連盟が定める教育規程に基づき加盟登録を受けた団

員長及び隊長

- (3) 個人会員 日本連盟が定める教育規程に基づき加盟登録を受けた前号以外の成年指導者、スカウト並びに成年の個人
- (4) 名誉会員 県連盟が推薦する成年の個人
- (5) 維持会員 県連盟の事業を援助するために理事会が別に定めるところにより入会を承認された個人又は団体

2 代表会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

3 個人会員は、代表会員と共に法人法に規定された次に掲げる社員の権利を有する。：

- (1) 法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (5) 法人法第 51 条第 4 項及び第 52 条第 5 項の権利（議決権行使記録の閲覧等）
- (6) 法人法第 97 条第 2 項の権利（理事会の議事録の閲覧等）
- (7) 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (8) 法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (9) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

等)

(入会)

第 10 条 会員になろうとする者は、日本連盟教育規程に定める日本連盟への加盟登録手続とあわせて県連盟への入会手続を行わなければならない

2 会員は前項の手続を行った上で総会において別に定める分担金納入をもって会員となる（任意退会）

第 11 条 社員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより任意にいつでも退会することができる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

(除名)

第 12 条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第 4 2 条の規定に基づき設置された名誉会議の議決の上総会の決議によって当該社員を除名する事が出来る。

- (1) 本定款その他規程に違反したとき。
- (2) 社員及び県連盟の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 第 1 号に掲げる場合の他、除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により社員を処分しようとするときは、当該総会の日から 1 週間前までに当該社員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 除名が確定した場合は、速やかに日本連盟に報告するものとする。

4 除名事項は理事会で別に定める。

(社員資格の喪失)

第 13 条 第 9 条の場合のほか、社員は、次の各号に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 1 年以上分担金を滞納したとき。

- (2) 総社員が同意したとき。
  - (3) 当該社員の死亡又は加盟登録を受けた団の解散、又は本連盟が解散したとき。
- 2 社員がその資格を喪失したときは、本連盟に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

### 第 3 章 総会

(構成)

第 1 4 条 総会は、県連盟の最高決議機関であり、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第 1 5 条 総会は、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 長期借入金及び重要な財産の処分及び譲受け
- (4) 定款の変更
- (5) 組織、総会運営及び役員選任に関する諸規程の制定並びに改廃
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併あるいは事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
- (8) 分担金の額
- (9) 理事及び監事に対する費用の弁償の基準
- (10) 理事会において総会に付議すべきとした事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款で定める事項

2 招集通知に記載された目的である事項以外の事項については、決議をすることはできない

(種類及び開催)

第 1 6 条 総会は、法人法上の定時社員総会として、定時総会を年 1 回年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第 1 7 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 理事長は、前項の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内に総会を招集しなければならない。

4 理事長が前項の規定に基づき遅滞なく招集の手続きを行わないときは、前 2 項により招集を請求した社員は、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。

5 理事長は、前項の規定により社員が総会を招集するときを除き理事会の決議により決定された次に掲げる事項を記載し、開催 1 週間（同条同項の第 3 号に定める書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとした場合は 2 週間）前までに書面をもって通知しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項

(3) 総会に出席しない代表会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる旨

6 理事長は、前項の書面による通知に代えて、法令で定めるところにより、代表会員の承諾を経て、電磁的方法により通知することができる。

(提案権)

第 18 条 社員は、理事会があらかじめ定めた総会の目的の範囲内において、総会で議案を提出することができる。

2 社員の議決権の 30 分の 1 以上の議決権を有する代表会員は、理事長に対し、一定の事項を総会の目的とすることを請求することができる。

(議長等)

第 19 条 総会の議長及び副議長は、当該総会において社員の中から選出する。

2 議長は総会の秩序を維持し、議事を整理し、また、命令に従わない者その他当該総会の秩序を乱す者を退場させることができる権限を有する。

(議決権)

第 20 条 総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(定足数)

第 21 条 総会の定足数は、社員の議決権の過半数を有する社員の出席数とする。

2 前項の出席数には、第 23 条及び第 24 条に規定する書面による出席数を含む。

(決議)

第 22 条 総会の決議は、次の 2 種とする。

(1) 普通決議

総会の定足数を満たす社員が出席し、出席した当該代表会員の議決権の過半数をもって行う。ただし、議長は採決に加わらない。

(2) 特別決議

社員の半数以上であって、社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行なう。

2 前項第 1 号の普通決議において、可否同数のときは、議長が決する。

3 第 1 項第 2 号に規定する特別決議の対象となる決議事項は、次のとおりとする。

(1) 社員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 役員等の責任の一部免除

(5) 解散

(6) 前各号に掲げるもののほか、法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第 23 条 社員は、代理人によってその決議を行使することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類を本連盟に提出しなければならない。

(書面等による議決権の行使)

第 24 条 社員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって決議することができる。

(議事録)

第 25 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した社員 2 名は、前項の議事録に署名押印する。

3 議事録は総会の日から 10 年間主たる事務所に備えおかなければならない。

(総会議事運営規程)

第 26 条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において別に定める総会議事運営規程によるものとする。

## 第 4 章 役員等

(役員)

第 27 条 県連盟に、次の役員を置く。

(1) 理事

(2) 監事

(3) 県連盟コミッショナー

2 理事のうち 1 名を理事長とする。理事長をもって法人法上の代表理事とする。

3 理事長以外の理事のうち若干名を業務執行理事とする

(役員を選任)

第 28 条

第 27 条 1 項のうち第 1 号、第 2 号の役員は、総会の決議により、代表会員及び成年の個人から選任するものとする。

2 役員のうち、役員のいずれかの 1 名と次の各号で定める特殊の関係のある者の合計数は、役員総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(1) 当該役員の配偶者

(2) 当該役員の三親等以内の親族

(3) 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(4) 当該役員の使用人

(5) 第 1 号から第 4 号に掲げる者以外の者で当該役員から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者

(6) 第 3 号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

3 他の同一の団体（公益法人を除く）の役員又は使用人である者、その他これに準ずる相互に直接な関係にある者である役員の合計数は、役員の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

4 理事長は、総会が選出する理事の中から理事会が選定する。

5 理事のうち、日本連盟教育規程で規定する熊本県内の区域を区分して構成される地区内の団体の連合体（以下地区という。）を代表する者（以下「地区委員長」という。）の選定において選出された当該地区の地区委員長を候補者とする。なお、地区の区分は、総会の決議を経て決定する。

6 役員候補の選考に関する規程の制定及び改廃は、総会で別に定める。

(役員職務及び権限)

第 29 条 役員は、理事会を構成し、法令、日本連盟定款及び同教育規程並びにこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令、日本連盟定款及び同教育規程並びにこの定款で定めるところにより、県連盟を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、法令、日本連盟定款及び同教育規程並びにこの定款で定めるところにより、県連盟の業務を分担執行する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐するほか、第 39 条第 2 項に基づき設置される各種委員会を統括する業務を分担執行する。
- 5 理事である地区委員長は、第 3 項に定める業務のほか、第 28 条第 5 項に規定する地区総括し、地区内における連絡調整を行う。
- 6 県連盟コミッショナーは、第 3 項に定める業務に準じるほか、日本連盟教育規程の定めるところにより理事会の下でスカウト教育について純正な推進を図り、教育面及び指導面において県連盟を代表する。
- 7 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに 4 个月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務と権限)

第 30 条 監事は、次の職務を執行する。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること
- (2) 県連盟の業務並びに財産の状況を監査すること
- 2 監事は、いつでも、役員及び使用人に対して事業の報告を求め、県連盟の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、役員が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不正の事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。
- 4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 5 監事は、第 3 項の報告をするため必要があると認めるときは、理事長に対し理事会の招集を請求することができる。ここにおいて、その請求の日から 5 日以内に、2 週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、直接理事会を招集することができる。
- 6 監事は、役員及び会員が総会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令、日本連盟定款、同教育規程及び定款に違反し、又は著しく不当な事実があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。
- 7 監事は、役員が県連盟の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をする恐れがある場合において、その行為によって県連盟に著しい損害が生じる恐れがあるときは、当該理事に対し、その行為をやめるよう請求することができる。

(役員任期)

- 第 31 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 理事又は監事については、再任を妨げない。ただし、理事長を務める理事の任期は、引き続き 3 期を超えることができない。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、別に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 県連盟コミッショナーの任期は日本連盟定款、同教育規程に従う。

(役員解任)

第 3 2 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 3 3 条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、予算の範囲内においてその職務を行うために要する費用を支払うことができる。

3 費用の支払に関する規程は、総会において別に定める。

(役員損害賠償責任)

第 3 4 条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、県連盟に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、その責任は、社員すべての同意がなければ免除することはできない。

(役員等の県連盟に対する損害賠償責任の一部免除)

第 3 5 条 前条の規定にかかわらず、県連盟は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が、職務を行うについて善意でかつ重大な過失のないとき、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 前項において責任を免除する決議を行った場合、理事会は代表会員に対し法人法第 114 条第 3 項に規定する通知を 1 箇月以内に行わなければならない。

3 社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員が前項の期間内に異議を述べたときは、県連盟は第 1 項の規定による免除を行ってはならない。

(連盟長及び副連盟長)

第 3 6 条 県連盟に、理事会及び総会の決議を経て、次の名誉役員を推戴することができる。

(1) 連盟長 1 名

(2) 副連盟長 若干名

2 連盟長及び副連盟長は、名誉会員となる。

3 連盟長は県連盟におけるボーイスカウト運動の象徴とする。

4 副連盟長は、連盟長を補佐し、連盟長に事故があるとき又は連盟長が欠けたときは、その職務を代行する。

5 連盟長は、役員等に委嘱状を交付する職務並びに第 5 1 条に規定する表彰状及び感謝状を交付する職務を行う。

6 連盟長及び副連盟長の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

7 連盟長及び副連盟長は、無報酬とする。ただし、予算の範囲内においてその職務を行うために費用を支払うことができる。

8 前項の費用の支払に関する規程は、総会において別に定める。

9 連盟長及び副連盟長の選考に関する規程は、理事会において別に定める。

## 第 5 章 理事会

(理事会の権限等)

第 3 7 条 県連盟に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって組織する。
  - 3 理事会の設置一般社団法人の業務執行の決定
  - 4 理事の職務執行の監督
  - 5 代表理事の選定及び解職
  - 6 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない
    - (1) 重要な財産処分及び譲り受け
    - (2) 多額の借財
    - (3) 重要な使用人の選定および解任
    - (4) その他重要な組織の設置、変更及び廃止
    - (5) 理事の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務適性を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
    - (6) 法人法第 114 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく第 111 条第 1 項の責の免除  
(権限)
- 第 38 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほかは、理事の職務権限に関する規程は、理事会において別に定める。

## 第 6 章 地区並びに常時及び随時設置機関

(地区)

- 第 39 条 県連盟は、地理的条件、地域の実状及び団会員の状況等を勘案し、運営を円滑にするため、地区を設ける。
- 2 地区は、地区内のすべての団会員で構成する。

(審議機関)

- 第 40 条 県連盟は、理事会の下に、常時設置の審議機関として、県連盟内コミッショナー会議及び名誉会議を置く。

(県連盟内コミッショナー会議)

- 第 41 条 県連盟は理事会の委任により県連盟内コミッショナー会議を置き、県連盟内におけるスカウト運動における教育面及び指導面での推進を図る。
- 2 県連盟内コミッショナー会議の構成は次のとおりとし、理事会において委嘱する。
    - (1) 県連盟コミッショナー（議長）
    - (2) 県連盟副コミッショナー
    - (3) 地区コミッショナー

- 3 県連盟内コミッショナー会議の審議、経過及び決議は記録を作成し、理事会に報告しなければならない。

(名誉会議)

- 第 42 条 県連盟は理事会の委任により名誉会議を置き、日本連盟及び県連盟の名をもって行う表彰、感謝等の名誉及び名誉に悖る事項を審議決定する。
- 2 名誉会議の構成は次のとおりとし、理事会において委嘱する。



- (1) 県連盟コミッショナー（議長）
  - (2) 県連盟副コミッショナー
  - (3) 地区コミッショナー
  - (4) 事務局長（幹事役として出席し、議決の数には加わらない）
- 3 名誉会議は必要に応じて議長が招集する。
- 4 名誉会議の定足数は過半数とし、その議決は出席者の多数決を持って決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。ただし処分その他これに類する議決を行う場合は全会一致とする。
- 5 名誉に悖る事項を議決する場合、第 2 項に定める構成員のうち、議決する事項に特別な利害関係を有する者は、当該事項の審議及び議決に加わることはできない。
- 6 名誉会議の審議、経過及び決議は記録を作成し、理事会に報告しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

（会計の原則及び財産）

第 4 3 条 県連盟の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

- 2 県連盟の財産管理・運用は、理事長が行う。
- 3 県連盟の会計処理に関する規程は、理事会において別に定める。
- 4 県連盟は寄付を募ることができる。この場合において、寄付に関する規程は、理事会において別に定める。

（事業計画及び収支予算）

第 4 4 条 県連盟の事業計画書及び収支予算書等を記載した書類については、毎事業年度の開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会へ報告をしなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 4 5 条 県連盟の事業報告書及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
  - (2) 事業報告書の附属明細書
  - (3) 公益目的支出計画実施報告書
  - (4) 貸借対照表
  - (5) 正味財産増減計算書
  - (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
  - (7) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号及び第 7 号の書類については、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項に定める書類のほか、監査報告の書類を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、貸借対照表及び会員名簿を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 4 第 1 項に定める書類について、理事長は毎事業年度の終了後 3 箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

(余剰金の処分制限)

第 4 6 条 県連盟は、余剰金の分配をすることができない。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 4 7 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 4 8 条 県連盟は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 4 9 条 県連盟が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法  
及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団  
体に贈与するものとする。

## 第 9 章 事務局その他

(事務局設置等)

第 5 0 条 県連盟の事務を処理するために、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長置き、必要に応じて事務職員を置くことができる。

3 事務局長は、理事会において選任し、及び解任する。

4 職員の任免は、理事会の承認を得て理事長が行う。

5 職員は、総会の議決を経て有給とすることができる。

6 事務局の組織及び運営に関する規程は、理事会において別に定める。

(表彰及び感謝)

第 5 1 条 県連盟は、第 4 2 条に定める名誉会議の発議により、理事会の決議を経て、教育及び  
指導面に特に功績顕著であった者に対し、名誉称号を授与し表彰するものとする。

2 県連盟は、第 4 2 条に定める名誉会議の発議により、理事会の決議を経て、熊本県内にお  
けるスカウト運動のために、多年にわたり貢献した者に対し、謝意を表すものとする。

3 表彰及び感謝に関する規程は、理事会において別に定める。

(情報公開)

第 5 2 条 県連盟は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容及び財務資料  
等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する規程は、理事会において別に定める。

(個人情報の保護)

第 5 3 条 県連盟は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する規程は、理事会において別に定める。

(危機管理)

第 5 4 条 県連盟は、本連盟に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせる全  
の可能性(以下「危機」という。)の防止及び本連盟の損失の最小化を図るものとする。

2 危機管理に関する規程は、理事会において別に定める。

(準用)

第 55 条 この定款に定めのない事項については、法人法その他法令並びに日本連盟定款及び同連盟の育成規程を準用する。

(委任)

第 56 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行に関する規程は、一般社団法人日本ボーイスカウト熊本県連盟定款施行規則並びに同規則に基づく細則又は規程等として、理事会において定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。) 第 12 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 48 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 社団法人日本ボーイスカウト熊本県連盟の定款は、附則第 2 項に規定する解散の登記の日に廃止する。

4 この定款は平成 27 年 2 月 22 日より施行する。

5 この定款は令和 3 年 4 月 1 日より施行する